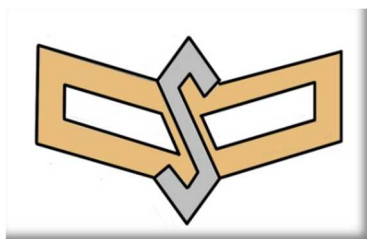


# いじめ防止対策の基本方針



糸島市立志摩中学校

## I

# いじめ問題に関する基本的な考え方

- いじめは、人として決して許されない行為である。
- どの生徒たちにも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組んでいく。
- いじめ問題にあたっては、学校全体で組織的に取組を進めていく。
- いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をしていき、いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行っていく。

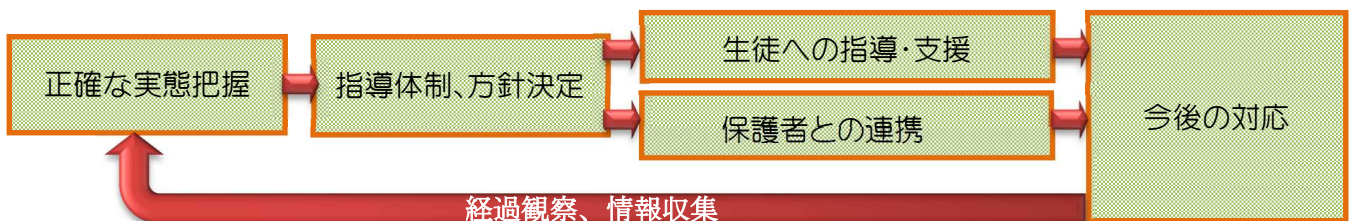
### いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とする。

### いじめ対応の基本的な流れ

#### いじめ情報キャッチ

- 「いじめ防止対策委員会」を招集する。
- いじめられた生徒を徹底して守る。
- 見守る体制を整備する。（登下校、休み時間、清掃時間、放課後等）



## II

# ネット上のいじめへの対応

- 未然防止には、保護者と連携した取組を行っていく。
- メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう、保護者との連携をとり早期発見に努める。
- 「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していく。

### ネット上のいじめとは

パソコンやスマートフォン等を利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりする方法により、いじめを行うもの。

### Ⅲ いじめが起こった場合の組織的な対応の流れ

